

三 共 株 式 会 社

1. 会社の概要

- (1) 会社名：三共株式会社
- (2) 所属部会：関東化学第二部会第3分科会
業種：医薬品
- (3) 資本金：687億円
従業員：約5,400名
- (4) 営業品目：医薬品，医薬部外品，医療用具等
- (5) 経営理念

当社の経営理念は、「生命関連産業として、世界に通用する製品を通じて世界の人々の健康と豊かな生活に貢献する」ことである。この理念に基づき、高い倫理観のもとに社会的使命を果たすことが全従業員に求められている。



マーク中，上部図形（C）は「Challenge」や当社スローガン「CARE & CURE」の頭文字を，下部の図形（四角）は「地球・大地＝グローバル」を表し，両図形で三共の頭文字（S）を表現している。

なお，知的財産部は，数百にもおよぶ候補デザインを10案程度に絞り込むまでスクリーニング調査を行い，また，該10案につき87カ国において本格的な商標調査を行うなど，新社標の制

定に大きく貢献した。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

名称は「知的財産部」であり，組織上は本社（東京都中央区）に属しているが，研究開発部門との連携を考慮して東京都品川区の研究開発センター内で業務を行っている。2002年に開発部門が銀座から品川に移設され，研究・開発・知財の三部門が同じ敷地内で業務を行うことになり，充実した情報交換や意思疎通が可能となっている。知財部員も個人レベルでR&D担当者らとより良い人間関係を築きながら，発明の発掘・支援と研究成果の価値の最大化に向けて業務を推進している。

(2) 構成及び人員

総勢37名（内，弁理士4名，米国人弁護士1名）が，部長以下，6グループ（特許管理G，特許情報・調査G，商標・意匠G，特許第1G，第2G，第3G）に分かれて業務を行っている。

研究開発への各種支援や，出願明細書の作成，国内外出願の中間処理等の権利化から，権利行使，関連他社特許の鑑定，交渉，係争に至るまで，薬効領域別に定められた特許担当者（特許1～3G）が一括して対応している。なお，外国出願・外国中間処理は，国内代理人を経ることなく直接各国代理人と連絡を取り合って進めており，高度の英語力・実務能力と各国制度の理解が必要とされる。

特許管理と特許調査のグループは，専門知識を生かして正確かつ効率良く，特許担当者らを

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

サポートしている。

商標・意匠グループは、管理・調査・出願・権利化・他社との交渉・争訟等、商標関係を中心とした関連業務全般を担当している。

(3) 沿革

特許関係業務は、1954年に総務部の中に特許課が設置されるまで、古くは秘書部門で行われていた。1957年に研究部の所属となり、1967年に法規室が新設されて特許業務が移管された。その後、業務の増大に対応すべく1978年に特許部が新設され、2001年に業務範囲を正確に名称に表現するため「知的財産部」と名称変更されて、現在に至る。

3. わが社の知財活動

(1) 研究開発部門との連携

まず、知的財産部ではR&Dと連動した選択と集中を進めている。すなわち、事業の医療用医薬品への特化、薬効領域の絞込みと重点領域への注力、パイプライン（将来の製品ラインナップ）充実に向けての積極的導入等のR&D施策に呼応するように、知的財産部は業務の重心を移動させて迅速に対応している。

また、知的財産部が研究開発の最終意思決定機関の一員として参画することとなり、将来的な知財問題への対応が開発初期の段階から綿密に図られる体制が確立されている。

さらに、研究開発部門の知財意識が高まってきたことに応えるべく、従来から行ってきた「特許入門（新入社員向け研修）」と「特許の基礎（中堅社員向け研修）」に加えて、研究分野別の研修やマネージャー向けの研修も企画している。

(2) 社内発明報奨制度

社内発明報奨を規定している「発明考案表彰規則」（1997年制定）は、1999年8月と2003年

10月に改定したものである。2003年の改定の柱は、①報奨額上限の撤廃、②国内外ともに製品売上額を報奨額算定の基礎とするよう一元化、③ライセンス報奨と特許権譲渡報奨の新設、であった。

このたび特許第35条が改正され2005年4月から施行されることになったので、当社でも新たにプロジェクトを発足させ検討活動を開始している。法律と判例を基礎として各界での議論を踏まえ、当社独自の報奨制度を策定する方針である。できれば「発明者のための制度」から脱却し、「全従業員のための制度」を作りたいと模索中である。

4. 今後の計画

社内業務改革や成果主義の導入と並行して、知的財産部においても抜本的な業務の見直しと改善が種々行われつつある。

現在、最も重要なテーマは、知財戦略の一層の強化であろう。製品の市場独占期間の最大化や後発品対策としての特許出願戦略等、当社の知財ポリシーと方向性を、知的財産部のみならず会社全体に徹底して、全社一丸となって知財戦略を推進しているところである。

また、当社知的財産部の課題の一つは、知識と経験の共有が不十分で、個人の力が必ずしも部署の力となっていないことにある。そこで、部内各グループの枠を越えた横断的なプロジェクトの活性化や、情報共有化への意識改革とインフラ整備等を進めている。

コスト意識が低い傾向にあることも、課題の一つである。外国出願（出願国や明細書・クレーム）の費用や権利の維持費、鑑定費用等が適切に計画的に使用されるよう、現在見直しを行っている。

（原稿受領日 2004年7月16日）